



# みまもり通信 つうしん その179 <2024年3月号>

## 2回目に届いた商品を受け取り拒否したのに、請求書が届いた



「**広告を見て初回だけと思い育毛剤を購入したところ、2回目が届いた。受取拒否したが、請求書が届いた。支払義務はあるのか**」との相談がありました。

定期購入で届いた商品を受け取り拒否にしても解約手続きをしたことにはなりません。解約には広告に表示された内容に沿った手続きが必要です。

支払わずに放置すると督促状が届いたり、商品が再送され、その送料も請求される場合があります。解約希望の際は、まず事業者に連絡を取りましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ